

日本生態学会中部地区会則

平成 27 年 10 月 24 日改訂

総 則

- 第 1 条 (名称) 本会は、日本生態学会中部地区会という。
第 2 条 (目的) 本会は、生態学の進歩と普及を図ることを目的とする。
第 3 条 (事業) 本会は、その目的を達する為に次の事業を行う。
1) 研究発表会および講演会
2) その他、本会の目的を達成する為に必要な事項

会 員

- 第 4 条 (会員) 日本生態学会の会員であり所属地区が中部地区である者はすべてこの地区会に所属し、その権利と義務は日本生態学会会則の定めに従う。

役 員

- 第 5 条 (役員) 本会に次の役員をおく。
1) 会長 1 名
2) 幹事若干名
3) 地区選出全国委員 1 名
第 6 条 (会長) 会長は本会を代表し、会務を統率するとともに事業を遂行する。会長は、会員の互選（単記無記名）によって定める。会長の任期は原則として 2 年とし、連続三選を妨げる。
第 7 条 (幹事) 幹事は本会員の中から会長が推薦し、総会において承認を受ける。幹事は本会の庶務、会計などの会務を担当する。
第 8 条 (事務局) 事務局は原則として会長が所属する機関におく。

機 関

- 第 9 条 (総会) 総会は本会の最高議決機関であり、本会の運営、事業、会計などの重要事項について審議し決定する。総会は原則として年 1 回、研究発表大会の際に開催する。

会 計

- 第 10 条 (会計) 本会の経費は地区会費および日本生態学会からの還元金をもってあてる。本会に対する寄付または補助金等は、役員で協議し会長がこれを受けることができる。本会の会計年度は毎年 1 月 1 日より 12 月末日までとする。会長は当年度の収支決算を総会に報告して承認を受けなければならない。

雑 則

- 第 11 条 (変更) 会則の変更は総会において出席者の三分の二以上の賛成を必要とする。

付 則

- 第 1 条 (会費) 地区会費は総会の議を経て定める。なお、金額については総会の議事録に記載する。
第 2 条 (会則) 本会則は平成 25 年 11 月 30 日より実施する。
本会則は平成 27 年 10 月 24 日より実施する。